

市場価格のある有価証券に生じる 評価益への課税可能性の考察

須藤 時男

目 次

1. はじめに
2. 評価差額と確定決算主義
3. 評価益への課税
4. 所得概念と未実現の利得
5. おわりに

1. はじめに

有価証券への時価評価が導入され数年が経過した。取得原価主義においては、有価証券は原価で評価されるため、原則として⁽¹⁾時価と取得原価の差額である評価差額の取扱いが問題とされることはなかった。しかしながら、時価で評価する場合には評価差額が生じることになるため、その取扱いが問題となるケースも生じるようになった。つまり、従来の収益の認識基準である実現概念⁽²⁾からすれば、有価証券の時価評価により生じる評価差額のうち評価益については、「未実現の利益であり、これを計上することはできないことになっている」にもかかわらず、時価評価の導入により、これが計上されているのである。

また、有価証券を評価する基準は保有目的により異なるが、その分類は経営者の意思によるところが大きく、この点において、必ずしも恣意性⁽³⁾の介入を完全に排除できていない。その結果、評価益が計上されこれが資金流出するか否かも、そうした恣意性の介入とは無関係ではないため、資金の裏づけという観点からも、議論が生じるものと思われる。さらに、最近の金融市場における混乱を背景とした一連の議論⁽⁴⁾からも、保有目的により評価の基準が異なる点や時価評価により生じる評価差額が、企業会計上の損益計算や会社法上の分配可能額の算定、さらには税法上の課税所得の計算等に影響をもたらすことを検討する必要性が認識される。そのため、企業会計、会社法、税法という3層の計算構造⁽⁵⁾と、わが国のトライアングル体制⁽⁶⁾下において、時価評価から生じる評価差額の取扱いを、確定決算主義を踏まえて整理する必要があると考える。こうした前提を踏まえ、本稿においては、税

法における評価益の計上のみが、確実な資金流出につながるという点に着目し⁽⁷⁾、課税のタイミングの観点から評価益への課税可能性を考察する。

2. 評価差額と確定決算主義

2-1 法人税法および企業会計における時価評価と評価差額

法人税法上の有価証券については、有価証券の区分に応じ、その定める金額をもってその時における評価額とされるが、これを評価方法で整理すると、その期末評価に関する取扱いについては、基本的に企業会計と同様の取扱いであると解される⁽⁸⁾。

しかしながら、企業会計上はその他有価証券を時価評価の適用対象とするのに対して、法人税法上は原価法を適用するという点が相違する。これは、企業の財政状態および経営成績を適正に表示することを目的とする企業会計と公平な課税と税収の確保を目的とする法人税法の目的の相違に起因するものと推察される⁽⁹⁾。また、企業会計上、全部純資産直入法を採用する場合、その他有価証券の評価損は損益計算書上に計上されないため、申告調整の必要は生じないが、部分純資産直入法を採用する場合には、その他有価証券の評価損が企業会計上費用計上されても税務上損金不算入となるため、当該評価損は申告書別表四および別表五(一)で加算・留保の記載を行うことにより、申告調整を行うことになる。

有価証券の期末評価については、その保有目的により原価評価または時価評価をすることが定められ、また、時価評価の際に生ずる評価差額の処理方法についても定められている。有価証券を時価評価する根拠としては、市場での換金可能性があげられているが、保有目的別の分類に際して経営者の恣意性の介入を完全には排除できないという点については、保有目的別の分類の根拠として説明可能性に乏しい面もあると考えられる⁽¹⁰⁾。なお、売買目的有価証券の評価差額は、洗替え法または切放し法により処理することが認められているが、その他有価証券の期末時価評価による評価差額は、洗替え法により処理することになる。また、企業会計上その他有価証券においては、評価差額を当期の損益として処理することなく、税効果を調整のうえ、純資産の部に記載することになる。これは、その他有価証券の性質上、直ちに売買・換金を行うかどうかについては状況関連的な意思決定に依存する面があるため、評価差額を直ちに「当期の損益」として処理することは適切ではないと判断されるためである。こうした会計処理の規定とは別に、評価差額を時価評価により生じる差額の評価の問題と捉えるだけでなく、「保有損益」の問題と捉え考察をすることにより、その本質の一端を確認することも可能であると考えられる⁽¹¹⁾。

2-2 確定決算主義における時価評価と評価差額

会社法制定前のトライアングル体制を前提とする場合、商法を基本法とし、その特別法としての旧証券取引法の存在と、確定決算主義を介して商法と法人税法が結びついていた体制の存在により、企業会計、会社法（商法）、法人税法の各法は、密接に結びついていた。会社法の制定により、会社法が計算を中心とした会計問題を企業会計に委ねたが、確定決算主義を介する会社法と法人税法の関係は、現状では変化がないものと解される。こうした認識に立てば、従来、密接な関係にありながらも、直接的な関係が認められなかった企業会計と法人税法に基づく課税計算においても、計算を中心とした会計問題において、直接的な関係が認められることになったとも、解することができる。そのため、確定決算主義における評価差額の取扱いについても、企業会計と法人税法との関係において論じることが可能であると考えられる⁽¹²⁾。確定決算主義が採用された背景については、簡易性と客観性の確保が目的⁽¹³⁾であったと考えられるが、これは、法人税法が利益を課税物件とした場合に成立する理論である⁽¹⁴⁾。また、「国際的調和化」と「情報開示」を目的とした制度上の改革により、グローバルな性格を強める企業会計と国内法である法人税法に基づく課税所得の算定は、本来的にその目的や性格を異にしているため、確定決算主義の方向性については、乖離ないしは分離の可能性もはらんでいる⁽¹⁵⁾。ただし、配当や課税の問題に関しては、資金の社外流出が伴うという点においてキャッシュフローの制約を受け、また、計算構造の基礎に会計が用いられる以上、確定決算主義についてもこれまでどおりの方向性が維持される必要性があるものと考えられる。また、配当に関しては、評価益が分配可能額に算入されても、これを実際に剰余金の配当として資金を社外流出させるか否かは、経営者の意思によることができるが、評価益が課税の対象とされた場合には、経営者の意思にかかわらず資金が確実に社外流出することになるため、この点については留意すべきであると考ええる。

3. 評価益への課税

3-1 評価益課税への経緯

取得原価主義のもとにおいては、一部の例外的な規定を除き⁽¹⁶⁾、有価証券の時価と取得原価の評価差額である評価損益が生じることはなかった。しかしながら、企業会計審議会[1999]において、企業会計に時価主義が導入されたことおよびデリバティブ取引を利用した租税回避の防止等を理由として、平成12年に法人税法に時価主義が導入され、売買目的有価証券の評価益に課税されることになった⁽¹⁷⁾。それまでは評価益に対して課税を行うことができなかったのに対して、短期的な価格変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券である売買目的有価証券と限定的ではあるとしても、評価益に対して課税が可能になったと

いうことは、制度上のみならず、その背景となる課税の理論においても転換がなされたと推測されるため、大きな意義があると考えられる。また、法人税法は、法人の所得を課税物件としている租税であり、課税物件につき税額を算定するための基礎となる金額の課税標準は、法人の各事業年度の所得の金額であるところの課税所得である。そして、法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨が定められている。そのため、法人税法においては、益金および損金の意義を明らかにすることが、最も基本的な問題としてあげられる。こうした前提を踏まえ、評価益が所得に含まれるか否かという問題についての検討を行った結果として、これを所得とし課税することになったと考えられる⁽¹⁸⁾。この点は、所得概念の問題として、従来から論議されてきたが、ここにいう所得概念としての包括的所得概念⁽¹⁹⁾は、負担の公平という観点から広く受け入れられている。特に、課税のタイミングという観点からは、所得が発生した際に課税を行わなければ課税の機会を失うものについては、その時に課税を行わなければ、負担の公平は図れないであろうと考えられる。

また、法人の有する資産において有価証券を含む金融商品の占める比率が高まり、一般事業会社においても売買目的有価証券を有するケースも見受けられる状況となっている。そのため、公平な課税という意味においては、タイミングを含め、課税の必要性のあるケースが一層顕著になっているといえる。しかし、売却された時点で、それまでの評価損益が、確実に清算されることが保障されるのであれば、その過程において公平ではない状態が生じたとしても、最終的に公平な課税が行われる余地は残ることになると考えられる⁽²⁰⁾。

なお、明治期に法人の所得に対して課税がなされて以降、平成12年に法人税法に時価主義が導入され、売買目的有価証券の評価益が課税されるに至るまでの税法における資産評価規定の沿革については、客観的価値（交換価格）を財産の価格とすることから、時価以下主義、時価または取得価額以下主義、取得原価主義の変遷を辿ったとされるが、こうした動きは商法の規定の解釈との調整の結果であると考えられる⁽²¹⁾。

3-2 法人税法における有価証券の評価に関する制度の概要

平成12年度の法人税法改正により売買目的有価証券の期末評価額は、時価法により評価した金額（時価評価金額）とすることとなった。したがって、事業年度終了時に売買目的有価証券を有する場合には、時価と帳簿価額との差額として評価益または評価損が計算されることになる。この評価益または評価損の取扱いについては、資産の評価益の益金不算入や、資産の評価損の損金不算入の規定にかかわらず、当該事業年度の益金の額または損金の額に算入されることになった。従来、評価益は未実現の利益であり、仮に利益として認識して計上すれば、貨幣性資産の裏付けのない利益を計上することになるとともに、資金が社外に流出して、企業の存立を損なうおそれが生じるという理由等により、計上していなかったので

ある。また、こうした点は実現主義⁽²²⁾の論拠ともされていたのである。しかし、法人税法等の一連の改正により、売買目的有価証券等の一部の有価証券については、その評価方法として時価主義が導入され、評価益を計上することになった。未実現の評価益を利益として計上することによって、資金が社外流出するとして問題となるのは、主に配当と税金である。こうした意味において配当と税金とは共通点がある⁽²³⁾。

また、会社法施行以前の商法においては、評価益が配当としての社外流出を認められていなかったのに対して、法人税法においては、課税所得として算入され社外流出することとなるため、企業における現実の資金の動きについては、反対の動きを示すこととなり、この点が大きく相違していた。これは、商法が関係主体間の経済的利益を調整することを目的とし、債権者保護の思考を持つ法律であるのに対し、法人税法が課税の公平を法の理念とし、法人の各事業年度の課税所得に対して課税する法律であるという相違点によるものと考えられていた⁽²⁴⁾。しかし、会社法の施行後においては、売買目的有価証券の評価益によって分配可能利益が増加する場合には、商法のように配当規制をすることはせず、増加した部分が分配可能額に算入されることとなるため、評価益の社外流出という点においては法人税法と会社法は同一の方向を示すこととなっている。

3-3 評価益に対する課税について

法人税法においては、所得の金額の計算について、「当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」と規定しており、益金の額は、収益に資本等取引以外のものが含まれ、損金の額は、原価および費用・損失が含まれると規定されている。また、益金の額および損金の額とも、別段の定めがあるものを除くとされている。加えて、収益の額および原価、費用、損失の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」と規定している。こうした規定を前提として、評価損益を考察すれば、資産の評価益は、益金に算入しないものとされ、また評価損についても、損金に算入しないものということになる。しかしながら、既に述べたように売買目的有価証券については、このような規定にかかわらず所得の金額の計算上、益金または損金に算入されることになった。したがって、この改正によって、売買目的有価証券に限定されてはいるものの、評価益に対する課税が行われることとなったのである。この改正は、企業会計において売買目的有価証券の評価益を計上することになったことを基礎として、税法において時価主義が一部導入され、売買目的有価証券の評価益に課税することになったと説明されている。仮にこのような見解にしたがうとすれば、税法における課税の可否は、企業会計における認識、つまり、収益あるいは費用として認識されるか否かにより定まってくることになる。また、法人税法において、時価評価が適用される論拠としては、財政学上の純資産増加説⁽²⁵⁾に基づく包括的所得概念があげられ、これにより説明がなされている。この所得概念においては、

有価証券の評価益のような、保有資産の未実現のキャピタルゲインも所得に含まれることから、課税所得の把握については、本来、全ての資産について時価による評価が妥当することになるため、有価証券を時価評価しその評価益を課税対象とすることについては、課税の理論として問題はないものと考えられる。ただし、実際の法制度においては、適切な時価の評価の困難性やこれに起因する税務執行上の技術的制約等の実務上の問題があることから、改善の策として実現主義が採用されており、時価による評価をどこまで適用するのかについては、立法政策の問題であるとされている⁽²⁶⁾。こうした見解は先に述べた純資産増加説との関係から租税理論としては妥当性を有すると考えられるものの、実定法の規定との関係では問題が残ることになる。つまり、現行の法人税法における所得計算規定は、一定の期間に実現した損益を対象とした損益法的な思考をその計算の基底に置いているのに対し、有価証券を時価で評価することは、財産法的な思考によるからである。したがって、課税のタイミングや有価証券を時価で評価する際の具体的な適用範囲に関しては、単に立法政策上の問題としてしまうのではなく、所得計算規定との関係や法令構成上の基本的理念などを整理するとともに、計算の基底にある思考と有価証券の評価の思考で理論的な整合性をとるための議論が必要であると考えられる。

なお、ここで留意すべきは、法人税法は、法人の各事業年度の所得の金額を課税標準として法人に課せられる税金であるから、法人税法の骨格は課税所得の算定にあるということができ、その算定構造は会計概念であるが、課税所得は法概念であるという点である。

また、評価益の課税については、法人税法上、資産の評価損益を益金・損金として認識するかどうかが時代により異なり、過去の規定において評価益が所得として認識されていた時期もあるため、法人所得課税の規定が商法の規定に合わせて資産の評価益を実現した所得とみるかどうか（所得認識の時期）が変化してきたという指摘もある⁽²⁷⁾。

4. 所得概念と未実現の利得

4-1 所得概念の概要

税法における所得の概念は、租税法で用いられる固有概念⁽²⁸⁾の一つであり、経済上の利得を意味する⁽²⁹⁾。また、所得概念の類型については、消費型（支出型）所得概念と取得型（発生型）所得概念が挙げられ、さらに取得型所得概念では所得の範囲をどのように構成するかという点については、制限的所得概念と包括的所得概念が挙げられている。こうした所得概念の類型について、今日では包括的所得概念が一般的な支持を受けている⁽³⁰⁾。

また、こうした包括的所得概念においては、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するため、反復的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得

に含まれることになるが、人の担税力を増加させる利得であっても、未実現の利得や帰属所得は、原則として課税の対象から除外されている⁽³¹⁾。しかしながら、こうした除外対象は本質的に所得でないからではなく、捕捉し、評価することが困難であるから除外するのであり、課税の対象とするかどうかは、立法政策の問題であるとされている。

一方、こうした見解とは反対に、未実現の利得は所得概念に含まれないと解すべきという見解もある。この見解によれば、租税法上の所得概念は、資本と利益を区分する原理として、歴史的な発展をみて来た成果計算原理から、さらに投入額（投資）を課税の対象としない経済的に中立な税制へと歴史的に発展していくべきであるとし、未実現利得は租税法理論として、所得概念を構成するものとは考えられないとしている⁽³²⁾。

上述の所得概念は、包括的所得概念たる純資産増加説と制限的所得概念たる所得源泉説の関係として説明される。また、純資産増加説には、純資産の増加の概念を企業活動との関連で規定する期間的純資産増加説と純資産の増加の概念を時点と時点の間の成長として捉える時点的純資産増加説とが存在する⁽³³⁾。こうした所得概念を踏まえ、本稿で考察の対象とした時価と取得原価の評価差額たる評価損益を検討すれば、評価損益は包括的所得概念たる純資産増加説のうち、時点的純資産増加説により説明がなされるものと考えられる。また、こうしたことから、課税のタイミングといった視点が重要になると考えられる。

4-2 所得概念におけるその他有価証券の評価差額

未実現の利得については、本質的に所得でないからではなく、捕捉し、評価することが執行上困難であることや納税資金を考えると含み益に対する課税が困難である等の理由により、原則として課税の対象から除外されており、課税の対象とするかどうかは、立法政策の問題であるとされている⁽³⁴⁾。こうした見解にしたがえば、未実現の利得は本質的に所得であるため、捕捉し、評価することを可能とし、納税資金確保の点での論理的な説明をなすうれば、課税の対象として位置付けることについて、理論的に問題はないものと考えられる。そのため、持ち合い株式をはじめとするその他有価証券のうち、市場価格のあるものについては、現行のように原価法で評価するのではなく、時価法により評価し、その評価差額を課税の対象とすることについては一定の妥当性があるものと考えられる。

また、企業会計においてその他有価証券は、現行時価評価するものの、事業遂行上等の制約⁽³⁵⁾を理由に評価差額を当期の損益としては処理しないといった対応がなされている。しかしながら仮に、ここで述べた理論的な妥当性により、税法上、市場価格のあるその他有価証券の評価差額を課税の対象とすることとなった場合には、企業会計においてもその評価差額の取扱いについて、これまで以上に慎重な検討がなされるものと推察される。

以上、所得概念の観点から、市場価格のあるその他有価証券の評価差額を課税の対象とし、未実現の利得たる市場価格のあるその他有価証券の評価益を課税することについては、理論

的には問題がなく、むしろ現行制度よりも理論的には妥当性を有すると推察されるとの見解をここでは示した。なお、既に述べたように、市場価格のあるその他有価証券の評価益のような未実現の利得を課税の対象とするか否かは、立法政策上の問題であるとされており、仮に、その制度変更を視野に入れた議論がなされる際には、納税資金の確保、事業遂行上等の制約、事務上の煩雑性といった点を検討する必要があるものと考えられる。そこで、以下これらの点についての検討を行い、市場価格のあるその他有価証券の評価益への課税についての妥当性をあらためて示したい。

4-3 未実現の利得たるその他有価証券の評価益への課税

市場価格のあるその他有価証券の評価益への課税について、その妥当性を検討するに際しては、納税資金の確保という視点が問題となるが、これは現行制度において課税の対象とされる売買目的有価証券を保有し続ける際にも同様の問題は生じていると考えられる。つまり、仮に納税資金の確保が大きな問題であるということであれば、売買目的有価証券の評価益が売買されない場合でも課税されているという現行制度においても、同様の問題があるものと推察されるからである。しかしながら現状においては、評価益を課税する売買目的有価証券に区分された有価証券は存在するため、納税資金の確保を理由に、売買目的で有価証券を保有しないということにはなっていないものと考えられる。また、現行制度においては市場価格のある有価証券でありながら、事業遂行上等の制約を理由に、売買目的以外の有価証券として保有され、取得原価での評価をしている有価証券が存在している。こうした有価証券が、仮に市場価格のある有価証券であることを理由に時価評価され評価益が課税されることになった場合、評価益が課税されることを理由にこれを問題とするようなことがあれば、時価評価と評価益の課税のタイミングの関係、さらには、租税公平主義⁽³⁶⁾の観点からも、十分な検討がなされなくてはならないものと推察される。

つぎに、事業遂行上等の制約という視点であるが、仮に市場価格のある有価証券が時価評価され、評価益が課税されることとなった場合には、現行、売買目的以外の有価証券とされていても市場価格があれば、その評価益への課税はなされることになる。その際、こうした有価証券を保有し続けるとの意思決定がなされれば、その対応は、納税資金の確保といった問題を含めた評価益への課税という負担を考慮しても、その事業遂行上等の制約によりもたらされるメリットを優先するという経営者の意思決定がなされた投資の結果と考えられる。こうした考え方に立てば、市場価格のある有価証券を保有する事業遂行上等の制約の問題と、これを時価評価し、その評価益の課税をすることについての問題は、切り離して議論することも可能であると考えられる。

さらに、これまで述べた納税資金の確保や事業遂行上等の制約のほか、毎期末に時価評価を行うことの事務の煩雑性といった視点も考えられるが、ここでの議論の対象は、あくまで

も市場価格のある有価証券であり、客観的な時価の入手可能性は確保できるため、事務上の煩雑性という視点に限れば、売買目的有価証券のそれと同様の負荷であるものと推察される。そのため、市場価格のある有価証券を保有するとの意思決定がなされていることを前提とすれば、こうした点は特段問題となることではないと考えることができる。

5. おわりに

評価差額を時価と取得原価の差額と捉え、評価差額とこれについての課税の関係を考察することで、市場価格のある資産（特に有価証券）は時価評価され、時価評価により生じる評価差額は課税されるべきであるとの整理をした。しかしながら、現実には税務執行上の技術的制約等の問題から、実現主義が採用されており、時価による評価をどこまで適用するのかについては、立法政策の問題とされている。そのため、ここで生じる評価差額の取扱いも結果的に立法政策に依拠することになり、評価益の課税も最終的には立法政策の問題と考えられる。また、有価証券を評価する基準は、その保有目的により異なり、その分類に際しては経営者の意思によるところが大きく、必ずしも恣意性の介入を完全に排除できているとはいえない側面もある⁽³⁷⁾。こうした点ならびに本稿での所得概念や課税等の考察結果を考慮すると、時価を測定する技術上の問題を除けば、保有目的で区分せず、客観的な時価が把握できる有価証券はすべて時価評価をし、その評価益を課税することに一定の妥当性があるのではないかと考えるに至った⁽³⁸⁾。もちろん、現行の保有目的による区分には意義があり、保有目的による区分の規定を詳細化することにより、恣意性の排除は一定程度可能になるものと考えられる。しかしながら、資金の社外流出が伴うという点においてキャッシュフローの制約を受ける課税の問題に関しては、保有目的による区分の規定の詳細化よりも、有価証券を評価する基準をあわせることの方が、客観性を確保する観点からも妥当性を有すると考える。つまり、客観的な市場価格のある有価証券は貨幣性資産であるとし⁽³⁹⁾、税法上、これについてはすべて時価で評価し、評価差額についても、益金として取り扱われることになれば、評価益の課税に関する理論と現行規定の乖離も解消され、理論と規定との整合性もとれるものと考えられる。

また、客観的な市場価格があっても、こうした有価証券を貨幣性資産と定義しない場合には、評価差額は未実現のものとするため、これを実現概念でどのように捉えるかという視点では問題となるが、少なくとも評価差額の認識⁽⁴⁰⁾は明確になされることになるものと考えられる。さらに、事業遂行上等の制約といった視点を考慮しても、市場価格があれば、有価証券の価額の客観的な増減は把握可能である。このような認識に立てば、市場価格のある有価証券については、時価の把握に際しても、その技術的な側面において特段問題となること

はなく、評価差額が生じた際には、これを課税の対象とすることについて、問題はないものと考えられる。そのため現行制度において、課税の対象とされることのない市場価格のあるその他有価証券の評価益については、本稿で述べた課税理論とタイミングの観点からも、税法上これを課税対象とすることに、一定の妥当性があるものとする。

最後に、本稿で考察の対象としていない評価損と課税の関係については、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 取得原価主義のもとでも、強制的に低価法が適応されるなどの取扱いがなされていた。
- (2) 実現概念については、石川 [2000] (62 頁) において、有価証券に代表される金融商品を未売却ながらも時価（公正価値）評価して損益認識を行うのであれば、実現概念の枠組みを拡張する方向と金融商品と実物商品との何らかの異質性を根拠に実現概念とは別の枠組みを用意する方向での理論的根拠づけの 2 つの方向があるとの説明がなされている。また石川 [2000] (66 頁) においては、有価証券を貨幣性資産と規定すれば、はじめから実現概念を論じる必要はないと指摘されている。
- (3) 企業会計においては、基本的に「恣意的」な処理は認められていないが、経営者の裁量により、結果的に恣意的であると認められるような結果をもたらす可能性を意味する。
- (4) 企業会計基準委員会 [2008a] および企業会計基準委員会 [2008b] の内容とこれに至る検討は、本稿での問題認識の妥当性を裏付けるものと考えられる。
- (5) この点に関しては、金子 [2008] (257 頁) において、わが国の法人税法が、企業会計、会社法の会計規定、租税会計の「会計の三重構造」を前提としている旨が述べられている。
- (6) トライアングル体制については、武田 [2008] (24 頁) において、「平成 17 年の会社法の創設によって、このトライアングル体制が崩壊したといわれる。」と述べられている。また、神田 [2008] (239 頁) においては、「必要な範囲で分離する傾向がある。」と述べられている。
- (7) 算出された利益について、企業会計は直接社外流出することを規定するものではなく、また、会社法は、必ずしも配当として社外流出することを義務付けるものではないが、税法上の益金の増加は確実な資金の社外流出につながるため、この点が相違するということの意味する。
- (8) 法人税法上の有価証券の区分・評価・考え方等については、成松 [2006] (224-232 頁) および本庄・藤井 [2008] (71-72 頁) に詳しい。
- (9) この点に関しては、弥永 [1999] (38-39 頁) において、法人税法と企業会計の目的の相違から、税務上の損金益金と財務会計上の収益費用とは必ずしも一致するとは限らないとの見解が述べられている。また、法人税法上評価益の計上は資金の社外流出につながるため、企業会計以上に客観性と確実性が要請された結果であるとも考えられる。
- (10) この点については、石川 [2000] (111 頁および 129-130 頁) に詳しい。
- (11) こうした保有損益の捉え方は、石川 [2000] (120-129 頁および 156-158 頁) に詳しい。
- (12) この点については、法人税法第 22 条にいう「別段の定め」を考慮する必要がある。なお、確定決算主義と「別段の定め」の関係については、弥永 [2006] (3-5 頁) に詳しい。
- (13) これに関し中里 [2000] (43 頁) においては、「確定決算主義の背後には、企業会計上の利益を前提として課税所得を算定すれば簡易である（二度手間を避けることができる）と同時に、一定程度の客観性を担保することができるという発想が存在したものと思われる。」と述べられている。

- (14) この点については、中里 [1999b] (98 頁) において、次のように述べられている。「たとえ法人に課税することが正当化されるからといっても、その所得に課税することまでがそこから自動的に導かれるわけでは決していない。」
- (15) この点に関しては、石川 [2008] (207 頁) において、情報開示（報告の会計）と所得計算との乖離、損益計算と所得計算の乖離は、企業会計と税法との一体関係の何らかの修正か、もしくは分離主義の方向に傾くといえると述べられている。
- (16) 例えば、保険会社が保険業法の規定に基づいて行う株式の評価替え等、法人が進んでこれを計上した場合に限り、税法上も益金として算入することが認められる趣旨の規定などが挙げられる。
- (17) これは取得原価主義をベースとするも、売買目的の有価証券の評価等に際しては、補充的に時価主義が用いられており、課税所得の適正な計算には取得原価基準のほかには時価基準を必要に応じ補充的に用いるという価値測定評価の混合されたシステムが採用されているということをさす。
- (18) この点に関しては、金子 [2008] (262-263 頁) に詳しい。
- (19) これに関しては、金子 [2008] (161-163 頁) において消費型（支出型）所得概念と取得型（発生型）所得概念が挙げられている。取得型所得概念では所得の範囲をどのように構成するかについて、制限的所得概念と包括的所得概念が挙げられている。後者の概念のもとでは、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するため、反復的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれ、純資産増加説とも呼ばれることが述べられている。
- (20) こうした点に関して成宮 [2000] (28-37 頁) においては、負担の公平に時間という概念を入れることで、実質的な公平をより図ることが可能ではないかという点が示されており、その理由として、評価益が発生した時に、課税を行うことは将来のリスクを納税者が負うことになることと述べられている。また、課税のタイミングという点に関しては、弥永 [1999] (39 頁) に詳しい。
- (21) この点に関しては福田 [1999] (219-222 頁) に詳しい。
- (22) 実現主義の原則は会計学上の収益認識・測定原則であるが、法的概念で記述する場合は、「権利確定主義」となる。本稿では、測定の側面を中心に述べており、会計学上の表現を用いた。
- (23) 会社法施行以前の商法と法人税法との関係で検討すれば、売買目的の有価証券を時価で評価するという点に関して、商法と法人税法において表現の差異はみられるものの、原則、選択の余地はない強制的な処理として規定していたといえる。
- (24) この点に関しては、弥永 [1999] (38-39 頁) において、立法論としての見解が述べられている。
- (25) この点に関しては、中里 [1999a] (17 頁) において、「所得の本来的定義とは、ヘンリー・サイモンズの所得の定義式 $\text{所得} = \text{消費} + \text{純資産増加}$ （企業の場合には消費がないから、 $\text{所得} = \text{純資産増加}$ ）のことである。金子宏名誉教授の包括的所得の理論を前提とする課税理論の世界においては、純資産増加とは、本来的に時価主義を前提にして計算されるべきものであり、たとえば実現主義はそのような理想からの乖離以外のなにものでもないといわれているが、これは、まさに、この本質をとらえた理論である。」と述べられている。
- (26) 所得概念と実現主義・時価主義の関係については、中里 [2000] (40-42 頁) に詳しい。
- (27) この点に関しては、浅井 [2001] (35-37 頁) に詳しい。
- (28) この点に関して、金子 [2008] (104-106 頁) において説明がなされている。なお、租税法における所得の概念は他の法分野から借用しているものでないため、借用概念とはならない。
- (29) この点に関しては、金子 [2008] (161 頁) において次のように述べられている。「真の意味における所得 (real income) は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難であるから、所得税の対象として所得を問題にする場合には、これらの効用や満足を可能にする金銭的価値で表現せざるをえない。」

- (30) この点に関しては、金子 [2008] (163 頁) において次のような理由が示されている。第 1 に、一時的・偶発的・恩恵的利得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象とすることが、公平負担の要請に合致する。第 2 に、すべての利得を課税の対象とし、累進課税の適用のもとにおくことが、所得税の再分配機能を高めるゆえである。第 3 に、所得の範囲を広く構成することによって、所得税制度のもつ景気調整機能が增大する。
- (31) この点に関しては、金子 [2008] (164 頁) において次のように述べられている。「もっとも、人の担税力を増加させる利得であっても、未実現の利得 (unrealized gain) —所有資産の価値の増加益—および帰属利得 (imputed income) —自己の財産の利用および自家労働から得られる経済的利益—は、どこの国でも、原則として課税の対象から除外されている。」
- (32) この点に関しては、吉川 [2007] (298-302 頁) において、未実現利得は租税法上の所得概念には含まれないと解すべきであるとの見解が示されている。
- (33) この点に関しては、武田 [1982] (49-58 頁) に詳しい。
- (34) こうした見解は、金子 [2008] (164 頁) および中里 [2000] (41 頁) に示されている。なお、以下の中里 [2000] (41 頁) の記載に留意。「所得概念は、その最も基本的な所得の定義において時価主義 (すなわち、発生主義) を当然の前提としているのである。このことの背後には、一応は客観的な存在であると考えられる時価＝市場価格に対する一定の信頼が存在すると考えることも可能である。」
- (35) この点に関しては、石川 [2000] (105-112 頁および 252 頁) に詳しい。
- (36) この点に関しては、金子 [2008] (75-82 頁) に詳しい。
- (37) もちろん、保有目的の区分にはその性質により事業投資と同一であるとされるケースや売買・換金を行うか否かについて状況関連的な意思決定に依存するケースなどがあるため、時価の変動を財務活動の成果と捉えずに処理する現行の制度に妥当性はある。武田 [2008] (715 頁) においても、「保有目的に応じた処理方法」が求められるとの旨が述べられている。なお、「棚卸資産の評価に関する会計基準」においても、本稿における議論と同様の論点を有しているものと考えられる。
- (38) これは全面時価アプローチによる主張ではなく、あくまでも、市場等での客観的な時価が把握可能なケースを想定したものである。なお、全面時価会計については、JWG [2000] にドラフト基準が示されている。また、昨今のサブプライムローン問題に起因する金融危機の中で、時価会計の凍結等の情報もあるが、ここではそうした動きがあることについて触れるにとどめたい。
- (39) このように有価証券を貨幣性資産とみる見解として、白鳥 [1995] (35-36 頁) がある。また、醍醐 [1993] (668-670 頁) は、有価証券を貨幣性資産とみているものの、「有価証券が、貨幣性資産か、非貨幣性資産かということは有価証券に適用する評価原則を決める根拠にはならない。」として、貨幣性資産か否かの観点から評価原則を論ずることを批判する見解を述べている。
- (40) こうした実現と認識の関係については、石川 [2000] (112-119 頁) に詳しい。

【参考文献】

- 浅井光政 [2001] 「租税法上の時価を巡る諸問題—法人税法、所得税法及び相続税法における時価の総合的検討—」『税務大学校論叢』36 号。
- 石川純治 [2000] 『時価会計の基本問題』中央経済社。
- 石川純治 [2008] 『現代の会計』放送大学教育振興会。
- 金子宏 [2008] 『租税法』弘文堂。
- 神田秀樹 [2008] 『会社法』弘文堂。
- 企業会計基準委員会 [2008a] 「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」実務対応報告第 25 号。

- 企業会計基準委員会 [2008b] 「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」実務対応報告第 26 号。
- 企業会計審議会 [1999] 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- 白鳥栄一 [1995] 「伝統的原価主義会計の矛盾」『企業会計』第 47 巻第 1 号。
- 醍醐聡 [1993] 「有価証券評価益論争を考える」『會計』第 143 巻第 5 号。
- 武田隆二 [1982] 『法人税法精説』中央経済社。
- 武田隆二 [2008] 『最新財務諸表論』中央経済社。
- 中里実 [1999a] 『キャッシュフロー・リスク・課税』有斐閣。
- 中里実 [1999b] 「金融取引と確定決算主義」『税研』第 15 巻第 86 号。
- 中里実 [2000] 「所得課税における時価主義」『税研』第 15 巻第 89 号。
- 成松洋一 [2006] 『法人税法—理論と計算—』税務経理協会。
- 成宮哲也 [2000] 「時価評価と課税問題について—有価証券の評価益に対する課税問題を題材として—」『公会計研究』第 2 巻第 1 号。
- 福田吉晴 [1999] 「時価を巡る課税上の諸問題について—法人税法上の収益認識基準を中心として—」『税務大学校論叢』34 号。
- 本庄実・藤井保憲 [2008] 『法人税法 実務と理論』弘文堂。
- 弥永真生 [1999] 「時価会計と税制」『税研』第 15 巻第 86 号。
- 弥永真生 [2006] 「企業活動の国際化とトライアングル体制」『研究会報告書 企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について (展望と課題)』金融庁金融研究研修センター。
- 吉川弘人 [2007] 「みなし配当・キャピタルゲイン非課税論」(武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』第 9 章、税務経理協会)。
- JWG [2000], *Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard*, JWG, 日本公認会計士協会訳 [2001] 『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会。